証券コード 6307
2021年6月14日

株 主 各 位

大阪市淀川区西宮原一丁目6番2号
サ ン セ イ 株 式 会 社
代表取締役社長 小 嶋 敦

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日　　時　2021年6月29日（火曜日）午前10時

2. 場　　所　大阪市淀川区西宮原一丁目3番35号
大阪ガーデンパレス2階　桐の間
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項
1. 第66期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第66期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

議案　剰余金の処分の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告、連結計算書類ならびに計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.sansei-group.co.jp）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されております。

株主の皆様の安全確保および感染拡大防止のため、株主の皆様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申しあげます。

また、ご出席の株主の皆様におかれましては、本定時株主総会開催日時点における国内の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、会場入場時の消毒およびマスク着用などの感染予防にご協力いただきますようお願い申しあげます。

なお、今後の状況により株主総会の運営や開催場所に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.sansei-group.co.jp）において、速やかにお知らせいたします。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、緊急事態宣言の発出等による経済活動の制限が景気の大幅な悪化につながり、各種経済政策により一部では景気動向に持ち直しの動きが期待されたものの、先行きは極めて不透明な状況で推移いたしました。

また、世界経済につきましても、新型コロナウイルスワクチン接種の実施や各国の政策等により、一部では回復基調にありましたが、依然として感染再拡大の脅威は収まりを見せない状況が続いております。

当社グループの係わる建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移しているものの、国内における景況感の落ち込みと企業活動の制限による民間設備投資の手控えが見られ、厳しい事業環境となりました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度における事業の概況につきまして申しあげます。

受注高につきましては、ゴンドラ・舞台部門は、例年並みの受注獲得となり、37億７千万円と前期に比べ3.1％の増加となりました。

海洋関連部門は、船舶修理の受注拡大に努めた結果、20億８百万円と前期に比べ31.4％の増加となり、大幅な受注増を達成いたしました。

その他の部門は、１千９百万円と前期に比べ70.4％の増加となりました。

以上の結果、当社グループの受注高は、海洋関連部門における受注の大幅な増加により、57億９千８百万円と前期に比べ11.6％の増加となりました。

次に売上高について申しあげます。ゴンドラ・舞台部門は、受注残となった物件が多く、33億7千5百万円と前期に比べ17.3%の減少となりました。

海洋関連部門は、大幅な受注の増加に伴い、19億4千9百万円と前期に比べ27.7%の増加となりました。

その他の部門は、1千5百万円と前期に比べ85.4%の減少となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は、海洋関連部門において大幅な売上増加となりましたが、ゴンドラ・舞台部門における売上減少の結果、53億4千万円と前期に比べ6.6%の減少となりました。

利益面につきましては、営業利益は6億4百万円と前期に比べ10.7%の減益となり、経常利益は6億2千9百万円と前期に比べ6.1%の減益となりました。また、減損損失の計上および法人税等の増加により、親会社株主に帰属する当期純利益は3億4千9百万円と前期に比べ24.2%の減益となりました。

事業別の受注高および売上高は次のとおりであります。

(単位：千円)

事業区分	受注高	売上高
ゴンドラ・舞台部門	3,770,306	3,375,003
海洋関連部門	2,008,519	1,949,519
その他	19,720	15,617
合計	5,798,546	5,340,140

② 設備投資の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は機動的かつ安定した運転資金の調達を行うため、株式会社三菱ＵＦＪ銀行を主幹事とする計3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末において、当該契約に基づく借入は実行しておりません。

⑵ 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第63期 (2018年３月期)	第64期 (2019年３月期)	第65期 (2020年３月期)	第66期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
受　　注　　高 (千円)	5,956,396	5,298,256	5,197,650	5,798,546
売　　上　　高 (千円)	5,244,342	5,650,237	5,714,889	5,340,140
経　常　利　益 (千円)	548,950	508,346	670,657	629,736
親会社株主に帰属する 当　期　純　利　益 (千円)	388,456	253,742	460,862	349,251
１株当たり当期純利益 (円)	43.30	29.82	59.30	44.94
総　　資　　産 (千円)	6,104,027	6,371,030	6,202,736	6,178,318
純　　資　　産 (千円)	3,528,008	3,268,777	3,630,022	3,884,233
１株当たり純資産 (円)	393.23	420.59	467.07	499.78

⑶ 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
㈱サンセイエンタープライズ	10,000千円	100%	当社事業の補完サービス業
サンセイゴンドラレンタリース㈱	17,250千円	100%	仮設ゴンドラのレンタル
サ ン セ イ ゴ ン ド ラ ㈱	18,000千円	100%	仮設ゴンドラのレンタル

⑷ 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、引き続き長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気の下振れリスクが懸念され、早期での感染症の収束および本格的な経済の回復までは期待しにくく、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況のなか当社グループは、国内における経済動向を注視し、グループ間の連携を活かした情報収集体制の構築によりさらなる経営効率化を図り、より一層経営基盤の強化に努める所存であります。

ゴンドラ・舞台部門では、受注、販売、施工、保守および新規改修提案までをトータルに行う強みを活かし、さらなる競争力強化を図ります。

海洋関連部門では、積極的な営業活動による全国的な新規顧客の開拓に努め、同時に顧客満足度のさらなる向上に注力いたします。

その他の部門では、国内における民間設備投資の動向を注視し、より積極的な提案および受注活動の展開に努めます。

株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業区分	主要な製品・事業内容
ゴンドラ・舞台部門	窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売、据付、保守修理および仮設ゴンドラのレンタル
海洋関連部門	船舶修理、魚礁・浮体式灯標の製造販売
その他	産業機械の製造販売

⑹ 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本社	大阪市淀川区
支社	東京（東京都千代田区）
支店	名古屋（名古屋市中村区）
営業所	東北（仙台市青葉区）、広島（広島市中区）、九州（福岡市中央区）
工場	下関（山口県下関市）

② 子会社

㈱サンセイエンタープライズ	山口県下関市
サンセイゴンドラレンタリース㈱	大阪府吹田市
サンセイゴンドラ㈱	東京都調布市

⑺ **使用人の状況**（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ゴンドラ・舞台部門	184名	7名増
海洋関連部門	31名	3名減
その他	2名	－
全社（共通）	17名	－
合計	234名	4名増

（注）使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
193名	4名増	40.2歳	15.4年

（注）使用人数は就業員数であります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	150百万円
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三井住友銀行	55
日本生命保険相互会社	50
株式会社山口銀行	30
株式会社商工組合中央金庫	15

（注）当社は機動的かつ安定した運転資金の調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする計3行と借入限度額1,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末において、当該契約に基づく借入は実行しておりません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2021年3月31日現在）

① 発行可能株式総数　30,000,000株
② 発行済株式の総数　8,987,700株
③ 株主数　1,551名
④ 単元株式数　100株
⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
㈱光通信	1,538千株	19.80%
小嶋敦	876	11.27
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	850	10.94
和田秀樹	338	4.35
石井秀明	203	2.61
㈱三菱UFJ銀行	183	2.35
小嶋悦子	170	2.19
西村宗一郎	150	1.93
サンセイ従業員持株会	134	1.73
桜井敏夫	134	1.73

（注）1．当社は、自己株式を1,215,874株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式（1,215,874株）を控除して計算しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小嶋　敦	
常務取締役	原　登美雄	執行役員、営業本部長、東京支社長、東北営業所担当、ゴンドラ・舞台総括、サンセイゴンドラ㈱担当
常務取締役	玉井　裕芳	執行役員、保守・工事本部長、名古屋支店長、広島営業所・九州営業所担当、船舶・生産総括、サンセイゴンドラレンタリース㈱担当
取締役	岸本　竹史	執行役員、企画開発担当
取締役	美藤　直人	美藤直人公認会計士・税理士事務所代表 監査法人ラットランド社員
常勤監査役	阪田　芳弘	
常勤監査役	下茂　稔郁	
監査役	太田　晶久	太田晶久公認会計士・税理士事務所代表 ノーリツ鋼機㈱社外取締役（監査等委員） ㈱Ｌｃｏｄｅ社外監査役

（注）１．取締役美藤直人氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役下茂稔郁氏および監査役太田晶久氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役阪田芳弘氏および監査役太田晶久氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役阪田芳弘氏は、当社の執行役員として当社全般、主として経理・財務業務に携わってきた経験があります。
・監査役太田晶久氏は、公認会計士・税理士の資格を有しております。
４．当社は、取締役美藤直人氏および監査役太田晶久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．2020年６月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、田中均氏は監査役を辞任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たことに起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および子会社の会社法上の取締役および監査役、ならびに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④　当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 （うち社外取締役）	91,110 (3,750)	71,760 (3,000)	19,350 (750)	－	5 (1)
監査役 （うち社外監査役）	37,380 (20,880)	30,030 (16,830)	7,350 (4,050)	－	4 (2)
合計 （うち社外役員）	128,490 (24,630)	101,790 (19,830)	26,700 (4,800)	－	9 (3)

(注) 1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．2015年６月26日開催の第60回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を役員賞与を含め年額300,000千円（そのうち社外取締役分年額20,000千円）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を役員賞与を含め年額40,800千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名、監査役の員数は３名です。

3．当事業年度における業績連動報酬の支給額につきまして、当社は連結経常利益を経営上の重要な指標としており、連結経常利益見込額の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給することとしております。当事業年度における連結経常利益の目標値は450,000千円でありましたが、実績値が目標値を上回る見込みとなり、当社の方針に則った算出方法により、上記金額を賞与として支給することを決定いたしました。当事業年度における連結経常利益の実績値は629,736千円となりました。

4．監査役の支給人員には、2020年６月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役１名（田中均氏）を含んでおります。

⑤　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で決定し、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成しております。

ロ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ．業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、現金報酬とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため事業年度の連結経常利益見込額の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。

ニ．金銭報酬の額または業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行っております。取締役会は検討結果に基づく種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝８：２としております。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき決定しております。取締役会は、年に一度報酬額について審議を行うこととしております。

ヘ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬等については、上記決定方針にもとづき取締役会において、役割と職責にふさわしい水準であるかどうかの検討を行い、決議し決定しておりますので、当社が定める方針に沿うものと判断しております。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役美藤直人氏は、美藤直人公認会計士・税理士事務所代表および監査法人ラットランド社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役太田晶久氏は、太田晶久公認会計士・税理士事務所代表、ノーリツ鋼機㈱の社外取締役（監査等委員）および㈱Ｌｃｏｄｅの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	取締役会等における出席状況、発言状況および 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　美藤直人	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、特に当社の財務状況および事業戦略等について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　下茂稔郁	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明があります。
監査役　太田晶久	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明があります。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適当であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

記載すべき事項はありません。

⑷ 業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役および使用人は会社の経営の基本方針である「当社は1956年の創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使いやすさに焦点を当てた製品づくりで、より快適な社会の実現を目指しております。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することに努めております。」のもと、法令、定款、社会倫理の遵守を全ての行動基準、意思決定基準に率先して実践ならびに啓蒙し、適正な職務執行を行うことを確認しております。

コンプライアンス体制の整備および維持を図るため、コンプライアンス統括事務局を法務担当部署の管理本部総務グループに設けるとともに、各部署にコンプライアンス・リーダーを選出し、法令遵守、規律強化と役職員への意識改革やコンプライアンスに関する教育を進めております。

内部統制管理室を設置するとともに、各部署にコンプライアンス・リーダー兼務の内部統制チェック・リーダーを選出し、各部署の所管する業務の内部統制チェックシートにより、自らの業務の自己点検を行い、業務の効率性と有効性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産保全のバックアップ確認を実施し、そのモニタリングを内部統制管理室で執り行っております。

社内ヘルプラインを確立し、不祥事の防止や万が一の場合において適切な措置を講じるための社内報告体制を構築しております。

監査室は、コンプライアンス統括事務局と連携し、使用人の職務が法令および定款に適合し、かつ合理的、効率的に運営されているかを監査し、その結果を代表取締役ならびに監査役会に報告しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役会および取締役が出席した諸会議の議事録等は、規程等管理規程ならびに文書管理規程に従って管理本部総務グループで保存管理し、監査役または監査役会が取締役に文書の閲覧を申し出た場合、いつでも供しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理の統括はマネジメント・レビューで執り行い、諸会議（営業会議、工事会議、統括部門長会議、生産工程会議、安全衛生委員会）でリスク管理活動を推進しております。

リスク管理活動を推進するため、諸規程（業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、与信管理規程）の運用状況を確認、評価し継続的改善を図っております。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会については取締役会規則が定められ、その適切な運営が確保されており、原則として１ヶ月に１回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款の違反行為を未然に防止しております。

管理本部経営企画グループで予算管理を含む、毎期、各部門の担当取締役の利益目標および利益計画に基づき事業計画書を策定し、月次の取締役会において事業計画書に基づき業務執行を検証し確認するとともに、必要があれば事業計画の修正を行います。

⑤　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

管理本部総務グループを事務局として、四半期毎に開催される子会社合同会議において、各子会社社長は職務の執行に係る事項を当社に報告することとしており、当社の各子会社担当役員は各子会社の取締役会およびその他重要な会議において、月次の報告を受けることとしております。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスク管理につきましては、当社のマネジメント・レビューの結果が各子会社に周知徹底され、子会社合同会議および各子会社の定例会議において情報共有化を図ることとしております。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役会については、原則として１ヶ月に１回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款の違反行為を未然に防止しております。

各子会社社長および当社の各子会社担当役員を中心に予算管理を含む、毎期、利益目標および利益計画に基づき事業計画書を策定し、月次の取締役会において事業計画書に基づき業務執行を検証し確認するとともに、必要があれば事業計画の修正を行います。

ニ．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等および使用人は、子会社各社の経営方針やその自主性を尊重しつつ、原則当社の経営の基本方針を踏襲し、法令、定款、社会倫理の遵守を全ての行動基準、意思決定基準に率先して実践ならびに啓蒙し、適正な職務執行を行うことを確認しております。

各子会社において、内部統制チェック・コンプライアンスチェック担当者を選出し、自らの業務の自己点検を実施し、そのモニタリングを当社内部統制管理室で執り行っております。

⑥　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の機能充実と監査の実施を円滑にするため、監査役補助者を使用人から兼務で若干名選出しております。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

専任スタッフではない当該使用人の独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事考課、懲罰等に関しては、監査役会の同意ならびに監査役会と事前協議および監査役会に報告と説明を要することとしております。

また、当該使用人の評価も監査役会と協議を要することとしております。

⑧　当社の監査役への報告に関する体制

イ．当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

監査役または監査役会は、取締役および執行役員の職務の執行に対する監査の一環として独立した立場から、内部統制の整備および運用状況を監視、検証する役割と責任を果たすため、取締役会をはじめ重要な会議に出席するとともに、取締役会事務局、監査室、内部統制管理室からの定期的な報告ならびに当該部署において臨時的に発生した報告すべき事項および監査役または監査役会の求めにより、必要に応じてその都度当該部署からの報告を受けるものとしております。

ロ．子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

監査役または監査役会は、子会社合同会議に出席し、子会社各社の社長より重要事項の報告を受けており、取締役会においては、各子会社の担当役員より重要事項の報告を受けるものとしております。

⑨　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社においてヘルプラインを確立し、不祥事の防止や万が一の場合に適切な措置を講じるための報告体制を構築しており、報告者に対して不利な取扱いを行わないこととしております。

⑩　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役または監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととし、緊急または臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求できることとしております。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役または監査役会は、上記の⑧以外に下記の部署より通知と報告を受けるものとしております。

イ. 管理本部総務グループより、稟議書の回覧と報告、訴訟事象や不祥事の報告、重要会議の開催予定の通知、重要な開示情報の報告を受けるものとしております。

ロ. 管理本部経理グループより、月次の経営状況、財務状況の報告、企業グループの会計方針・会計基準およびその変更の通知と報告を受けるものとしております。

ハ. 管理本部経営企画グループより、事業計画の推移の報告、与信管理の状況報告を受けるものとしております。

ニ. 品質保証グループより、品質の欠陥に関する事項の報告を受けるものとしております。

⑫ 反社会的勢力との関係を遮断し排除するための体制

当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、コンプライアンス管理規程およびその他社内規程等を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除しております。

反社会的勢力に対する対応を統括する部署を管理本部総務グループとし、社内関係部署および当該に係る外部専門機関との協力体制を整備しております。

取締役および使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、管理本部総務グループを中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する態勢を確立しております。

⑸ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループのコンプライアンス体制の運用状況

コンプライアンス管理規程を定め、当社グループの取締役および使用人に周知徹底を図っており、内部統制管理室において適宜教育を実施しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係わる体制の運用状況

当事業年度におきましては、取締役会を12回開催し、相互に業務執行を監督するとともに、社外役員が出席し適法性および適正性を確保しております。

③ 当社グループの業務の適正を確保するための運用状況

当事業年度におきましては、子会社合同会議を４回開催し、当社の取締役および執行役員が、グループ各社の取締役等の業務執行を監督しております。

④ 当社の監査役の職務の執行に係わる体制の運用状況

当事業年度におきましては、監査役会を12回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する協議ならびに決議を行っております。

また、監査役は取締役会やその他重要な会議に出席し、会計監査人、内部統制管理室および監査室と定期的に会合することで、取締役等の職務執行、内部統制の整備および運用状況を監視しております。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場しているものとして、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指し、創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使いやすさに焦点を当てた製品づくりに取組んでおります。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することを図っております。

また当社は、不適切な支配の防止のため、2020年６月26日開催の第65回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）の継続導入を付議し、株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの特徴は、平時導入の事前警告型で、有事の際の株主総会判断型防衛策であります。

なお、本プランの詳細に関しましては、当社ウェブサイト(http://www.sansei-group.co.jp/ir/index.html)に掲載しております。

③ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目指すための施策であり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、上記①の基本方針に沿うものであると考えております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,000,774**	**流動負債**	**1,711,087**
現金及び預金	1,390,735	支払手形及び買掛金	690,305
受取手形及び売掛金	1,495,949	短期借入金	30,000
仕掛品	61,467	1年以内返済予定長期借入金	143,504
原材料及び貯蔵品	16,646	未払法人税等	193,191
その他	38,200	賞与引当金	112,943
貸倒引当金	△2,226	工事損失引当金	216,883
固定資産	**3,177,543**	その他	324,260
有形固定資産	**2,401,310**	**固定負債**	**582,997**
建物及び構築物	333,042	長期借入金	245,144
機械装置及び運搬具	185,234	退職給付に係る負債	288,315
工具、器具及び備品	19,627	その他	49,537
土地	1,837,872	**負債合計**	**2,294,084**
その他	25,533	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**31,387**	**株主資本**	**3,880,916**
借地権	29,780	資本金	890,437
ソフトウェア	1,607	資本剰余金	104,015
投資その他の資産	**744,845**	利益剰余金	3,305,052
投資有価証券	228,730	自己株式	△418,589
繰延税金資産	87,899	**その他の包括利益累計額**	**3,317**
保険積立金	328,850	その他有価証券評価差額金	3,317
その他	99,365	**純資産合計**	**3,884,233**
資産合計	**6,178,318**	**負債・純資産合計**	**6,178,318**

(注)　千円未満は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,340,140**
売上原価		**3,837,848**
売上総利益		**1,502,291**
販売費及び一般管理費		898,223
営業利益		**604,068**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,448	
助成金収入	24,801	
その他	7,267	33,517
営業外費用		
支払利息	5,633	
コミットメントフィー	1,423	
その他	792	7,849
経常利益		**629,736**
特別損失		
減損損失	26,990	
固定資産除却損	8,803	35,793
税金等調整前当期純利益		**593,942**
法人税、住民税及び事業税	254,021	
法人税等調整額	△9,330	244,690
当期純利益		**349,251**
親会社株主に帰属する当期純利益		**349,251**

（注）　千円未満は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日残高	890,437	104,015	3,056,835	△418,589	3,632,698
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△101,033		△101,033
親会社株主に帰属する当期純利益			349,251		349,251
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	248,217	－	248,217
2021年３月31日残高	890,437	104,015	3,305,052	△418,589	3,880,916

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2020年４月１日残高	△2,676	△2,676	3,630,022
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△101,033
親会社株主に帰属する当期純利益			349,251
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	5,993	5,993	5,993
連結会計年度中の変動額合計	5,993	5,993	254,210
2021年３月31日残高	3,317	3,317	3,884,233

（注）　千円未満は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　3社

㈱サンセイエンタープライズ、サンセイゴンドラ㈱、サンセイゴンドラレンタリース㈱

2．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

ⅰ　時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ⅱ　時価のないもの

移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

仕掛品	個別法
原材料及び貯蔵品	主として移動平均法

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15～45年
機械装置及び運搬具	9～10年
工具、器具及び備品	6～15年

②　無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当連結会計年度対応分を計上しております。

③ 工事損失引当金

工事契約の損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

⑷ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

表示方法の変更に関する注記

1．連結貸借対照表関係

前連結会計年度まで「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「保険積立金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「保険積立金」（前連結会計年度237,951千円）として表示しております。

2．連結損益計算書関係

前連結会計年度において区分掲記して表示しておりました「営業外収益」の「スクラップ売却益」（当連結会計年度984千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「コミットメントフィー」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「コミットメントフィー」（前連結会計年度1,418千円）として表示しております。

3．「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、工事契約における損失の見積りであります。

工事損失引当金　216,883千円

工事損失引当金は、当連結会計年度末における未完成工事契約に対し、契約毎に受注残高と工事完成までの見積り総原価を基に算定した損失見込額により認識しております。見積り総原価は、材料費や作業工程で見込まれる費用の積算を基に算定しており、状況の変化を適切に反映させるため、継続的に見直しを行っております。また、当該見積りには、契約金額が多額となる案件や新たな設計、契約途中での仕様変更等による不確実性を伴う契約が含まれており、翌連結会計年度の連結計算書類において、実際に発生した費用が見積りと異なることとなる場合には工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	124,775千円
土地	1,674,458千円
計	1,799,233千円

担保に係る債務

１年以内返済予定長期借入金	120,000千円
長期借入金	130,000千円
計	250,000千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　1,464,532千円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失額
営業設備資産	山口県下関市	その他	26,990千円
計			26,990千円

当社グループは、原則として、事業本部を基礎としてグルーピングを行っております。

収益性の悪化等により、将来キャッシュ・フローが当該資産グループの帳簿価額を下回るため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、合理的な見積りに基づき評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　8,987千株

2．配当に関する事項

⑴ 配当金支払額等

2020年６月26日開催の第65回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額　101,033千円
② １株当たり配当額　13円
③ 基準日　2020年３月31日
④ 効力発生日　2020年６月29日

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2021年６月29日開催の第66回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

① 配当金の総額　108,805千円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　14円
④ 基準日　2021年３月31日
⑤ 効力発生日　2021年６月30日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は株式、社債であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引等を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブの開始については取締役会で決定され、取引の実行及び管理は、管理本部経理グループが行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 ＊1	時　価　＊ 1	差　　額
⑴ 現 金 及 び 預 金	1,390,735	1,390,735	－
⑵ 受取手形及び売掛金	1,495,949	1,495,949	－
⑶ 投 資 有 価 証 券			
その他有価証券	228,730	228,730	－
⑷ 支払手形及び買掛金	(690,305)	(690,305)	－
⑸ 短 期 借 入 金	(30,000)	(30,000)	－
⑹ 未 払 法 人 税 等	(193,191)	(193,191)	－
⑺ 長 期 借 入 金　＊ 2	(388,648)	(388,138)	△509
⑻ デ リ バ テ ィ ブ 取 引	－	－	－

＊1　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

＊2　１年以内返済予定長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、その他の有価証券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

（4）支払手形及び買掛金、（5）短期借入金、（6）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（7）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記（8）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

（8）デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（7）参照）。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	499円78銭
1株当たり当期純利益	44円94銭

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,918,819**	**流動負債**	**1,682,313**
現金及び預金	1,292,961	支払手形	528,429
受取手形	73,986	買掛金	151,878
電子記録債権	53,128	短期借入金	30,000
売掛金	1,319,239	1年以内返済予定長期借入金	140,000
仕掛品	60,322	未払金	155,699
原材料及び貯蔵品	14,671	未払費用	44,073
前払費用	21,113	未払法人税等	191,363
その他	83,836	前受金	68,891
貸倒引当金	△440	預り金	48,609
固定資産	**3,110,266**	賞与引当金	106,484
有形固定資産	**2,371,375**	工事損失引当金	216,883
建物	198,182	**固定負債**	**564,537**
構築物	134,860	長期借入金	230,000
機械装置	179,666	長期未払金	46,221
工具、器具及び備品	11,400	退職給付引当金	288,315
土地	1,837,872	**負債合計**	**2,246,850**
建設仮勘定	5,004	**(純資産の部)**	
その他	4,389	**株主資本**	**3,778,918**
無形固定資産	**31,387**	**資本金**	**890,437**
借地権	29,780	**資本剰余金**	**104,015**
ソフトウェア	1,607	資本準備金	104,015
投資その他の資産	**707,502**	**利益剰余金**	**3,203,054**
投資有価証券	228,730	利益準備金	75,077
長期貸付金	77,024	その他利益剰余金	3,127,976
長期未収入金	30,215	繰越利益剰余金	3,127,976
保険積立金	326,265	**自己株式**	**△418,589**
差入保証金	81,337	**評価・換算差額等**	**3,317**
繰延税金資産	87,331	その他有価証券評価差額金	3,317
その他	6,560	**純資産合計**	**3,782,235**
貸倒引当金	△129,962		
資産合計	**6,029,086**	**負債・純資産合計**	**6,029,086**

(注)　千円未満は、切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,982,277**
売上原価		**3,576,715**
売上総利益		**1,405,561**
販売費及び一般管理費		786,915
営業利益		**618,646**
営業外収益		
受取利息及び配当金	968	
固定資産賃貸料	20,484	
助成金収入	11,824	
その他	6,496	39,773
営業外費用		
支払利息	4,885	
固定資産賃貸費用	13,625	
貸倒引当金繰入額	47,045	
その他	2,206	67,762
経常利益		**590,657**
特別損失		
固定資産除却損	8,313	8,313
税引前当期純利益		**582,344**
法人税、住民税及び事業税	251,211	
法人税等調整額	△9,519	241,691
当期純利益		**340,652**

（注）　千円未満は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2020年４月１日残高	890,437	104,015	104,015	64,974	2,898,461	2,963,435	△418,589	3,539,299
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				10,103	△111,137	△101,033		△101,033
当期純利益					340,652	340,652		340,652
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	10,103	229,515	239,618	－	239,618
2021年３月31日残高	890,437	104,015	104,015	75,077	3,127,976	3,203,054	△418,589	3,778,918

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年４月１日残高	△2,676	△2,676	3,536,623
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△101,033
当期純利益			340,652
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	5,993	5,993	5,993
事業年度中の変動額合計	5,993	5,993	245,611
2021年３月31日残高	3,317	3,317	3,782,235

（注）　千円未満は、切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

⑵ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

仕掛品	個別法
原材料及び貯蔵品	主として移動平均法

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19～42年
構築物	15～45年
機械装置	9～10年
工具、器具及び備品	6～15年

⑵ 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当事業年度対応分を計上しております。

⑶ 工事損失引当金

工事契約の損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

⑷ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額（中小企業退職金共済制度からの負担額を除く）を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。
5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

表示方法の変更に関する注記

1．貸借対照表関係
前事業年度まで「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「保険積立金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より「保険積立金」（前事業年度235,983千円）として表示しております。
2．損益計算書関係
前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は金額的重要性が増したため、当事業年度より「助成金収入」（前事業年度2,335千円）として表示しております。
3．「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、工事契約における損失の見積りであります。

工事損失引当金　216,883千円

工事損失引当金は、当事業年度末における未完成工事契約に対し、契約毎に受注残高と工事完成までの見積り総原価を基に算定した損失見込額により認識しております。見積り総原価は、材料費や作業工程で見込まれる費用の積算を基に算定しており、状況の変化を適切に反映させるため、継続的に見直しを行っております。また、当該見積りには、契約金額が多額となる案件や新たな設計、契約途中での仕様変更等による不確実性を伴う契約が含まれており、翌事業年度の計算書類において、実際に発生した費用が見積りと異なることとなる場合には工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	124,775千円
土地	1,674,458千円
計	1,799,233千円

担保に係る債務

1年以内返済予定長期借入金	120,000千円
長期借入金	130,000千円
計	250,000千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　1,239,314千円

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	84,268千円
長期金銭債権	107,215千円
短期金銭債務	13,767千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	4,051千円
仕入高	129,288千円
その他	2,184千円
営業取引以外の取引による取引高	20,428千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株数

普通株式	1,215千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産	1,481千円
減損損失	33,731千円
貸倒引当金	39,903千円
賞与引当金	32,584千円
工事損失引当金	66,366千円
退職給付引当金	88,224千円
未払金	2,876千円
長期未払金	14,143千円
その他	41,623千円
繰延税金資産　小計	320,935千円
評価性引当額	△232,849千円
繰延税金資産　合計	88,085千円
繰延税金負債　合計	△754千円
繰延税金資産の純額	87,331千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、電子計算機及びその周辺機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
子会社	㈱サンセイエンタープライズ	所有直接 100%	宿泊施設の運営他役員の兼任	不動産の賃貸(注1)	16,800	－	－
	サンセイゴンドラレンタリース㈱	所有直接 100%	役員の兼任	資金の貸付(注2)	57,000	流動資産(その他)	18,443
				貸付金の回収(注2)	47,174		
				受取利息額(注2)	28		
	サンセイゴンドラ㈱	所有直接 100%	倉庫・事務所の賃貸役員の兼任	不動産の賃貸(注1)	3,600	長期未収入金(注4)	30,215
				資金の貸付(注3)	15,000	長期貸付金(注4)	77,000
				貸付金の回収(注3)	2	流動資産(その他)(注4)	60,341

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 不動産等の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上賃貸料金額を決定しております。

(注2) 子会社の資金繰りの状態によって、貸付金の元本の返済を受けております。また、貸付金金利は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 子会社の資金繰りの状態によって、貸付金の元本の返済を受けております。また、子会社の財務状況を勘案し、無利息としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注4) サンセイゴンドラ(株)への貸倒懸念債権（上表以外の債権を含む）に対して129,962千円の貸倒引当金を計上しております。
なお、当事業年度において、47,045千円の貸倒引当金を繰入れております。

(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	486円66銭
1株当たり当期純利益	43円83銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

サンセイ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙見勝文　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中田信之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンセイ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンセイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

サンセイ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙見勝文　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中田信之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンセイ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月25日

サンセイ株式会社　監査役会

常勤監査役　阪田芳弘 ㊞
常勤監査役（社外）　下茂稔郁 ㊞
監査役（社外）　太田晶久 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第66期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金14円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、108,805,564円となります。

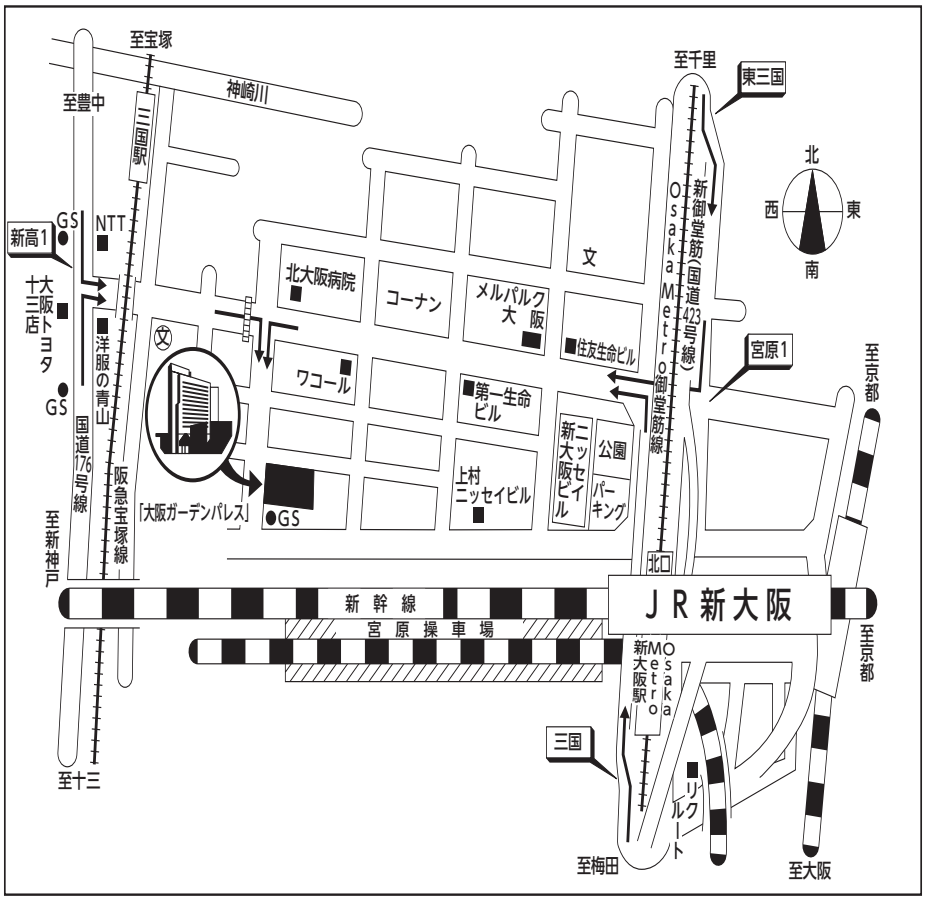
③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月30日といたしたいと存じます。

以上

メ　モ

株主総会会場ご案内略図

会場　大阪市淀川区西宮原一丁目３番35号
大阪ガーデンパレス２階　桐の間
ＴＥＬ　06−6396−6211



＜交通のご案内＞

○電車　◇Osaka Metro御堂筋線「新大阪駅」④出口より徒歩10分

◇ＪＲ「新大阪駅」北口より徒歩15分

◇新大阪駅より大阪ガーデンパレスのシャトルバスをご利用いただけます。詳しくは大阪ガーデンパレスのホームページ（https://www.hotelgp-osaka.com）をご参照ください。

○お車　◇新御堂筋（国道423号線）をご利用の場合
梅田方面からは標識「三国」を出て信号を左折、千里方面からは「東三国」を出て直進、新大阪駅手前［宮原１］交差点を右折、約800m直進４つ目の信号を左折すぐ。

◇国道176号線をご利用の場合
［新高１］交差点を新大阪駅方面に約600m東進、４つ目の信号を右折すぐ。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。